署名をされる皆様へ

署名ができるのは投票資格者に限られます!

〇署名をすることができるのは、投票資格者 (※1) 裏面を参照 に限られ、投票資格者でない方は署名をすることができません。

署名が無効となる事例

・街頭で行われていた署名収集において署名をしたが、投票資格のない住民投票 の署名収集であった。

署名は自署が原則であり、代筆には制限があります!

- ○署名は、ご自身がしなければなりません。
- ○他人の氏名を署名簿に記載する行為は、署名の偽造となるため、認められません。
- ○<u>代筆をするには、投票資格者が、心身の故障等</u>(指先や腕の疾病、失明等により自署または点字による記載が困難な場合) により署名をすることができない場合でなければなりません。

署名が無効となる事例

- ・署名は自署する必要があるにも関わらず、家族の1人が家族全員分の署名をした。
- ・心身の故障等の事由がないにも関わらず、家族の1人が家族全員分の署名を代筆した。

郵便、回覧、店舗等に備え付けられた署名簿には署名できません!

- ○署名収集者となるには、請求代表者又はその受任者でなければなりません。それ以外の方が収集した署名は無効となります。
- ○署名は、署名収集者が、直接、収集しなければなりませんので、<u>郵便、回覧、店舗</u> 等に備え付けられた署名簿による署名は無効となります。

署名簿は縦覧に供されます!

○署名簿に記載した署名、住所、生年月日等は、署名収集後、投票資格者の 縦覧 ^{(※2) 裏面を参照}に供されます。

(※1) 住民投票の投票資格者とは?

年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者又は定住外国人(特別永住者・永住者)で、その者に係る宍粟市の住民票が作成された日から引き続き3か月以上、宍粟市の住民基本台帳に記録されている者

特別永住者:第二次世界大戦以前から日本に住み、戦後に日本国籍

を離脱した後も引き続き日本に在留している台湾、朝

鮮半島出身者とその子孫。

永 住 者:素行善良、独立の生計を営むに足る資産等の所有、原

則10年以上の日本在留等の一定の要件を満たし法務大

臣から許可された外国人。

(宍粟市住民投票条例第3条より)

(※2) 縦覧とは?

収集した署名の正当性を確認するため、投票資格者から申出があれば、署名簿の記載内容(署名年月日、住所、生年月日、氏名、代筆者情報)を確認することができる。

署名簿に記載された内容について不服がある場合は、縦覧期間内に、 異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、選挙管理委員会 に対し、異議の申出を行うことができる。

(宍粟市住民投票条例第11条及び宍粟市住民投票条例逐条解説書より)